

飼い主のいない猫基金

『避妊・去勢手術』のすすめ



猫好き、猫嫌い、関心のない人…
 地域の中で互いに違った立場や考え方でも、
 野良猫を目の前から排除するのではなく、
 共生していくにはどうしたらいいのでしょうか。
 一代限りの生を全うできるように、小さな命を見守ってみませんか。



平成31年度 避妊・去勢手術費の助成金交付概要

道内限定

助成金
限度額

メス 16,000円 オス 8,000円

目的

- 飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、周辺環境を良くし、命に優しいきれいなまち作りを目指す
- 不幸な命を増やさず見守り、命を大切にする機運を高める

助成金の
主な要件

- 申請者の名簿の提出
- 助成金受領1か月前後と譲渡決定時に「現況報告書」を提出できること
- 耳に手術済みのV字カットをしない場合は、マイクロチップを挿入（実費負担）

提出書類

- 助成金申請書・申請者名簿・猫の写真・申請者の身分証の写し
- ※詳しくは、HOKKAIDO しっぽの会事務局までお問い合わせください
 電話：0123-89-2310 Email：info@shippo.or.jp
 北海道夕張郡長沼町西1線北15番地

ご注意ください

- ・ 10頭以上の施術を予定されている方は、事前にご相談ください
- ・ ご寄付を募って活動されている方は、応募をご遠慮ください

近隣の場合、捕獲器の貸し出しも行っています



※QRコードから飼い主のいない猫基金の概要をご覧いただき、申請書をダウンロードすることができます

平成 31(令和元)2019 年度

飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費助成金交付制度

募集要領

野良猫に餌を与えるだけでは、飼い主不明の猫が集まり、子猫を生み、結果としてまた不幸な猫が増えてしまうことになります。

避妊・去勢手術をすることは、繁殖を防ぐだけでなく、発情期の鳴き声やマーキングなどの行動を抑えることができ、猫による様々な被害を減らしていくことが可能となります。

野良猫にも尊い命があります。

繁殖により行き場のない不幸な野良猫が増えないよう、HOKKAIDOしっぽの会では、飼い主のいない猫に、避妊・去勢手術を行った際の費用の一部を助成しています。

TNR(ティーエヌアール) 活動を支援・飼い主探しを支援

TNRとは、世界の野良猫サイトで共通して出てくる言葉で、野良猫問題の推奨される解決方法です。

・Trap：トラップ（捕獲器）で野良猫を捕獲すること

・Neuter：ニューター（不妊手術のこと）

・Return：リターン（元の居住場所に戻してやること）Releaseが使われることも

つまり、捕獲器で猫を捕まえて、避妊・去勢手術を施し、元いた居住場所に戻すことを言います。飼い主のいない猫が、一代限りの生を全うし、その地域から行き場のない猫を減少させる解決方法です。

また、HOKKAIDOしっぽの会のホームページで、助成を受けた飼い主のいない猫の飼い主探しも行っています。【基金猫の飼い主募集 <http://neko.shippo.or.jp/>】

【募集数】

予定数 前期 後期 100頭ずつ（書類審査により決定通知を送付）

【申請期間】

平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日（前期）

令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日（後期）

【助成額】

助成限度額 メス 1 頭につき 16,000 円、オス 1 頭につき 8,000 円

1. 申請の要件について

(1) 対象の猫について

- ・北海道内に生息する飼い主のいない猫であること。
- ・北海道内の動物病院にて、これから避妊・去勢の手術を受けさせる猫であること。

(2) 申請者について

- ・北海道に住んでいる成人以上の方。
- ・名簿を提出すること。
- ・助成金受領後は1か月後と飼い主募集をされた場合の譲渡決定時に「現況報告書」を提出すること。※「現況報告書」を期限内に提出いただけない場合は助成金を返金していただきますのでご注意ください。(必要に応じて翌年度以降も提出をいただく場合があります)

※注意事項

- ・10頭以上の施術を予定している方は、事前にご相談ください。
- ・保護主さまの金銭的負担を減らしたいという基金の目的から、ご寄付を募って活動されている方のご応募はご遠慮ください。
- ・新しい飼い主探しをする場合、譲渡の際に避妊・去勢手術代を請求することのないよう、しっぽの会の飼い主のいない猫基金を使って施術したことを明示してください。
- ・該当猫を保護後、2週間以内の申請に限ります。

屋外で管理する場合は

- ・餌やりやトイレの設置を行っている場合は、餌やり場を固定し、置き餌をせずに片付け及び清掃し、定期的にトイレの清掃を行う
- ・個体識別などで、管理している猫の頭数を把握する
- ・地域住民に対し、出来るだけ理解を得られるよう努める

※ 餌やり場及びトイレは、自己所有地、又は、所有者の承諾を得た土地であること

2. 助成について

この制度は飼い主がいない猫の繁殖を抑制するため、当該猫に避妊・去勢手術をする方に助成をするものです。

3. 申請方法等について

(1) 助成金交付申請 【平成31年4月1日から令和元年9月30日（前期）
令和元年10月1日から令和2年3月31日（後期）】

申請に必要な書類

① 飼い主のいない猫の避妊・去勢手術助成金交付申請書

<http://shippo.or.jp/images/inotitoraneko/2019/2019sinseisyo.pdf> (PDF形式)

<http://shippo.or.jp/images/inotitoraneko/2019/2019sinseisyo.xls> (エクセル形式)

※1頭につき1枚ずつ申請

※申請書に添付していただくもの

- ・申請する猫の写真（カラーで個体識別ができ、申請日より一か月以内に撮影されたもの）
- ・申請者の身分証明書等の写し（免許証・住民票・保険証など、住所確認ができるもの）

② 申請者名簿

<http://shippo.or.jp/images/inotitonoraneko/2019/2019meibo.pdf>（PDF形式）

<http://shippo.or.jp/images/inotitonoraneko/2019/2019meibo.doc>（ワード形式）

【申請方法】

上記書類を、HOKKAIDOしっぽの会事務局に持参するか、郵送・メールでも申請できます。

※電話による申請は出来ません。あらかじめ、電話、メールで助成金希望の旨お知らせください。

(2) 可否決定通知書

- ・書類審査後、申請者宛に、可否決定の通知を郵送致します。
- ・通知を受けてから手術を行ってください。
(※決定通知書が届く前に手術を行う場合はご相談ください。)
- ・決定日の翌日から起算して30日以内に当該猫の捕獲から手術までを完了させてください。
- ・期限までに手術を行わなかった場合、決定は無効となります。期間（30日）が過ぎた場合は再申請をお願いします。

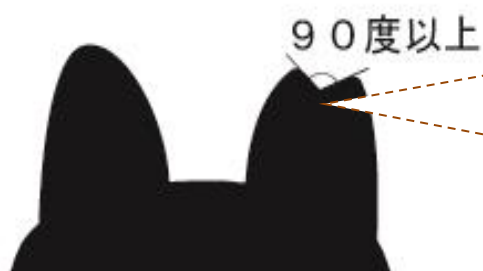
(3) 猫の捕獲について

- ・猫の捕獲は申請者またはそのグループ等で行ってください。
- ・捕獲器の貸与を行っておりますが、数に限りがあるためお待ちいただく場合があります。

※ 猫の捕獲や病院へ連れて行く際の怪我・事故に関しては当会では責任を負いかねますので十分に配慮した上で行ってください。

(4) 手術の実施

- ・手術前に必ず動物病院へ当会の「飼い主のいない猫の避妊・去勢手術助成金交付制度」対象の手術である旨を申し出て、手術後は手術費用の領収書を貰ってください。
- ・避妊・去勢手術する際に、一見して手術済みの猫であることが分かるように、耳先に90度以上のV字カットを施す耳先カット（イヤ・ティッピング）を行ってください。喧嘩や怪我で出来た跡と識別する意味でも、90度以上のカットを施します。



野良猫の「TNR」（捕獲して手術し、元の場にもどす）活動を20年以上前から行ってきたイギリスでは、この耳先カット（イヤ・ティッピング）を最も適切な手術済の識別方法として世界に進めています。世界で最も伝統のある愛護団体「王立動物虐待防止協会（RSPCA）」にもこの方法が認められています。日本でも東京や神奈川、大阪などの都市圏を中心に実施され、離れてもすぐに判別することができる方法として認知されています。

※ オスは右耳、メスは左耳にカットを施すのが一般的です

- ・捕獲、手術等に関し生じた事故等については、申請者の責任において処理してください。
- ・手術実施の際、病気その他によりショック死等の恐れもあります。
- ・手術後は元の場所に戻すか、飼い主となる方を探していただくようお願いいたします。
- ・新しい飼い主探しをする場合、避妊去勢手術代を請求することのないよう、しっぽの会飼い主のいない猫基金を使って施術したことを明示してください。
- ・HOKKAIDO しっぽの会「飼い主募集 飼い主のいない猫」ページに掲載することも可能です。ご相談ください。【基金猫の飼い主募集 <http://neko.shippo.or.jp/>】

(5) 助成金の請求

- ・報告及び請求はすべて申請者となります。
- ・手術終了後、10日以内に下記必要書類を当会事務局に提出してください。

(用紙は当会より発送いたします)

- ① 飼い主のいない猫の避妊・去勢手術助成金交付請求書
- ② 避妊・去勢手術完了報告書
動物病院の手術費用の領収証（宛名は申請者のお名前をお願いします。）

4.助成金の支払い

- ・当月に避妊・去勢手術を終えたメス猫(16,000円/頭)、オス猫(8,000円/頭)の助成金を必要書類確認後、随時申請者の口座に振り込まさせていただきます。
- ・手術費用が助成金の額を超えた場合の差額については、申請者の自己負担となります。
- ・当会指定病院での避妊・去勢手術代は全額 HOKKAIDO しっぽの会が負担いたしますが、治療薬、入院した場合の宿泊費、マイクロチップ挿入の場合の費用は保護主が負担してください。

※申請時の注意点について

- ・「申請者・報告者・請求者」はすべて申請者となります。
- ・現況報告書に記載されている内容は、後日確認させていただく場合があります。
- ・現況報告書は助成金受領後「1か月後」と飼い主を募集された場合の「譲渡決定時」に提出していただきます。※「現況報告書」を期限内に提出いただけない場合は助成金を返金していただきますのでご注意ください。(必要に応じて翌年度以降も提出をいただく場合があります)
- ・手術は必ず北海道内の動物病院で行ってください。また、TNR の場合は、一見して避妊・去勢手術完了済みと判別できるよう、必ず耳先カット（イヤ・ティッピング）の施術をお願いいたします。耳先カット（イヤ・ティッピング）の施術を行わない場合は、マイクロチップを挿入してください。この場合は自己負担となります。
- ・手術が終了しても2週間以内に手術完了報告書の提出がない場合は、助成を取り消しとさせていただきます。

※飼い猫のいない猫のページもぜひご覧ください。<http://shippo.or.jp/noranekotoinoti.html>

<問い合わせ先> 認定 NPO 法人 HOKKAIDO しっぽの会事務局

〒069-1318 北海道夕張郡長沼町西1北15 電話: 0123-89-2310 FAX:0123-89-2311

Eメール: info@shippo.or.jp